

福岡県公報

平成31年3月5日
第4073号

目次

告示 (第133号 - 第136号)

- 解除予定保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) 1
 - 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
 - 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
 - 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- ### 公告
- 落札者等の公示 (総務事務厚生課) 2
 - 競争入札参加者の資格等 (総務事務厚生課) 3
 - 一般競争入札の実施 (県民情報広報課) 5
 - 土地改良区の清算人の就任 (農村森林整備課) 8
 - 土地改良区の役員の退任 (農村森林整備課) 8
 - 市の換地処分 (農村森林整備課) 8
 - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 8
 - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 8
 - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 9

公安委員会

- 福岡県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 (警察本部警務課) 9
- 福岡県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則 (警察本部警務課) 9
- 福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (警察本部警務課) 10
- 交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則 (警察本部地域課) 10

告示

福岡県告示第133号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成31年3月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 解除予定保安林の所在場所
福岡市西区大字西浦字ヒシケ640の13、640の14
- 2 保安林として指定された目的
風害の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

福岡県告示第134号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	豊田北野線	前	久留米市善導寺町木塚1223番1先から 久留米市太郎原町295番2先まで	6.8 ～ 45.7	1,970.0
			後	久留米市善導寺町木塚1223番1先から 久留米市太郎原町295番1先まで	20.8 ～ 45.0	1,970.0

福岡県告示第135号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成31年3月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	三 漕 陽 線	前	久留米市三漕町西牟田6174番2先から 久留米市三漕町西牟田6150番3先まで	6.0 ～ 16.2	151.0
			後	久留米市三漕町西牟田6174番2先から 久留米市三漕町西牟田6150番3先まで	8.6 ～ 28.7	

福岡県告示第136号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成31年3月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	県道	朝 倉 線 小石原	前	朝倉市黒川3802番1先から 朝倉市黒川3819番3先まで	4.7 ～ 10.7	89.9

		後	朝倉市黒川3802番1先から 朝倉市黒川3819番3先まで	10.2 ～ 20.9	89.9
--	--	---	----------------------------------	-------------------	------

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成31年3月5日

福岡県知事 小川 洋

- 落札に係る契約事項の名称
複写サービスに係る単価契約（知事・教育）
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課
 - 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 落札者を決定した日
平成31年1月21日
- 落札者の氏名及び住所並びに落札金額

	件 名	機種区分	落札者の氏名	落札者の住所	落札金額 (1枚(カウント)当たりの 単価、税抜き)
(1)	本庁・モノクロ	A	コニカミノルタ ジャパン株式会社 九州支店	福岡市博多区東比 恵一丁目2番12号	0.53円
		B			0.53円
		C			0.53円
		D			0.53円
		E			0.53円
(2)	福岡地区・モノクロ	A	コニカミノルタ ジャパン株式会社 九州支店	福岡市博多区東比 恵一丁目2番12号	0.74円
		B			0.74円
		C			0.74円
		D			0.74円
		E			0.74円

(3)	北九州地区 ・モノクロ	A	富士ゼロックス福 岡株式会社	福岡市博多区博多 駅前一丁目6番16 号	0.80円
		B			0.80円
		C			0.80円
		D			0.80円
		E			0.80円
(4)	筑豊地区・ モノクロ	A	富士ゼロックス福 岡株式会社	福岡市博多区博多 駅前一丁目6番16 号	0.84円
		B			0.84円
		C			0.84円
		D			0.84円
		E			0.84円
(5)	筑後地区・ モノクロ	A	富士ゼロックス福 岡株式会社	福岡市博多区博多 駅前一丁目6番16 号	0.93円
		B			0.93円
		C			0.93円
		D			0.93円
(6)	本庁・カラ ー1	F (モノクロ)	コニカミノルタジ ヤパン株式会社 九州支店	福岡市博多区東比 恵一丁目2番12号	0.80円
		F (カラー)			3.35円
(7)	本庁・カラ ー2	G (モノクロ)	コニカミノルタジ ヤパン株式会社 九州支店	福岡市博多区東比 恵一丁目2番12号	0.46円
		G (カラー)			2.80円
(8)	本庁・カラ ー3	H (モノクロ)	コニカミノルタジ ヤパン株式会社 九州支店	福岡市博多区東比 恵一丁目2番12号	0.42円
		H (カラー)			2.71円
(9)	福岡地区・ カラー1	F (モノクロ)	富士ゼロックス福 岡株式会社	福岡市博多区博多 駅前一丁目6番16 号	1.20円
		F (カラー)			4.20円
(10)	福岡地区・ カラー2	G (モノクロ)	富士ゼロックス福 岡株式会社	福岡市博多区博多 駅前一丁目6番16 号	0.60円
		G (カラー)			3.19円
(11)	福岡地区・ カラー3	H (モノクロ)	コニカミノルタジ ヤパン株式会社 九州支店	福岡市博多区東比 恵一丁目2番12号	0.54円
		H (カラー)			3.04円
(12)	北九州地区 ・カラー1	F (モノクロ)	富士ゼロックス福 岡株式会社	福岡市博多区博多 駅前一丁目6番16 号	1.80円
		F (カラー)			4.90円
(13)	北九州地区 ・カラー2	G (モノクロ)	富士ゼロックス福 岡株式会社	福岡市博多区博多 駅前一丁目6番16 号	0.34円
		G (カラー)			3.01円

(14)	北九州地区 ・カラー3	H (モノクロ)	富士ゼロックス福 岡株式会社	福岡市博多区博多 駅前一丁目6番16 号	0.60円
		H (カラー)			4.00円
(15)	筑豊地区・ カラー1	F (モノクロ)	富士ゼロックス福 岡株式会社	福岡市博多区博多 駅前一丁目6番16 号	2.33円
		F (カラー)			5.50円
(16)	筑豊地区・ カラー2	G (モノクロ)	富士ゼロックス福 岡株式会社	福岡市博多区博多 駅前一丁目6番16 号	0.34円
		G (カラー)			3.05円
(17)	筑豊地区・ カラー3	H (モノクロ)	富士ゼロックス福 岡株式会社	福岡市博多区博多 駅前一丁目6番16 号	0.34円
		H (カラー)			3.05円
(18)	筑後地区・ カラー1	F (モノクロ)	富士ゼロックス福 岡株式会社	福岡市博多区博多 駅前一丁目6番16 号	0.69円
		F (カラー)			4.70円
(19)	筑後地区・ カラー2	G (モノクロ)	富士ゼロックス福 岡株式会社	福岡市博多区博多 駅前一丁目6番16 号	0.31円
		G (カラー)			3.01円
(20)	筑後地区・ カラー3	H (モノクロ)	富士ゼロックス福 岡株式会社	福岡市博多区博多 駅前一丁目6番16 号	0.31円
		H (カラー)			3.24円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 入札公告日

平成30年12月7日

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成31年3月5日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

各戸配布広報紙の製作及び配送業務委託

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

ク 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）

コ 営業概要表（様式第5号）

サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

- ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- チ I S O9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）
- テ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
この公告の日から平成31年3月25日（月曜日）までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成31年9月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成31年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける役務の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成31年3月5日

福岡県知事 小川 洋

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約事項の名称
各戸配布広報紙の製作及び配送業務委託
- (2) 契約内容及び特質等
入札説明書による。
- (3) 契約の期間
契約締結日から平成32年5月31日まで
- (4) 納入場所
入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、平成31年3月25日（月曜日）までに次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資

格をいう。以下同じ。)

平成31年4月16日(火曜日)現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
03	02	活版印刷	AA
13	06	広告宣伝	AA

(2) 過去2年間に同種・同程度の業務実績を有する者

(3) (2)の同種・同程度とは次のとおりとする。

ア 同種の基準は、印刷物の製作とする。

イ 同程度の基準は、3万部以上の印刷物(チラシ、ポスター等は含まない。)を継続して(1年間に2回以上)製作したことがあることとする。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部県民情報広報課

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3102 (ダイヤルイン)

(ファクス) 092-632-5331

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

平成31年3月5日(火曜日)から平成31年4月15日(月曜日)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書及び過去の業務実績を証明する書類等の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

平成31年4月15日(月曜日)午後5時00分

(3) 提出方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。提出期限内必着)で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政4号会議室(地下1階)

(2) 日時

平成31年4月16日(火曜日) 午前10時00分

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において、落札者が不在場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、その他の場合は別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額(この号において「見積金額」とは、15(6)に記載する計算式により算出した額とする。)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合(同種・同規模の契約とは、「活版印刷」又は「広告宣伝」業務に係る契約で、契約金額が見積金額の2割に

相当する額より高いものをいう。)

(2) 契約保証金

契約金額（この号において「契約金額」とは、15(7)に記載する計算式により算出した額とする。）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合（同種・同規模の契約とは、「活版印刷」又は「広告宣伝」業務に係る契約で、当該契約の契約金額が契約金額の2割に相当する額より高いものをいう。)

13 入札の無効

次の入札は、無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載、誤字又は脱字があつて、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と

する。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。
- (6) 12(1)でいう「見積金額」とは、次のア及びイの計算式により算出された額の合計金額とする。

ア $\{ \text{各戸配布広報紙1部当たりの平成31年7月号から9月号分の見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）} \times 12,847,800 \text{（平成30年5月から平成31年3月までの発行実績部数）} \times 1 / 3 \} + \{ \text{各戸配布広報紙1部当たりの平成31年11月号から平成32年5月号分の見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）} \times 12,847,800 \times 2 / 3 \}$

イ $\{ \text{各戸配布広報紙音声コード版1部当たりの平成31年7月号から9月号分の見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）} \times 2,100 \text{（平成31年度の発行見込み部数）} \times 1 / 3 \} + \{ \text{各戸配布広報紙音声コード版1部当たりの平成31年11月号から平成32年5月号分の見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）} \times 2,100 \times 2 / 3 \}$

(7) 12(2)でいう「契約金額」とは、15(6)において「見積金額」を「契約金額」と読み替えて算出された額の合計金額とする。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
Publishing of Fukuoka Prefecture's Newsletter and Delivering to Cities, Towns and Villages in the Prefecture.
- (2) Time Limit of Tender : 5:00 p.m. on April 15,2019
- (3) Contact Point for the Notice: Public Affairs Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office,
7 - 7 , Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812 - 8577, Japan
TEL 092 - 643 - 3102

公告

解散した清算法人中伊田土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法18条第17項の規定により次のように公告する。

平成31年3月5日

福岡県知事 小 川 洋

氏 名	住 所
宮村 信夫	田川市大字伊田1242番地
林田 信好	田川市大字伊田1748番地2
藤井 操	田川市大字伊田1310番地
武田 憲政	田川市大字伊田3631番地1
植田 周平	田川市大字伊田1025番地
繁内 泰汎	田川市大字伊田1828番
藤本 豊	田川市大字伊田1056番地2

公告

大木町土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第

195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成31年3月5日

福岡県知事 小 川 洋

退任理事

氏 名	住 所
石川 潤一	三潞郡大木町大字大角1381番地8

公告

市町村から、次のように換地処分をした旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成31年3月5日

福岡県知事 小 川 洋

土地改良事業の事業主体名	換地処分をした地域	換地処分年月日
八女市	八女市上陽町久木原字宮ノ下（宮ノ下地区）	平成31年2月4日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成31年3月5日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市志摩松隈字行合496番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糸島市潤四丁目12番36-202
半田 彰、半田 真由

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成31年3月5日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

嘉麻市平字向一作1412番1、1412番3及び1412番5から1412番46まで並びに字銭代坊1416番1及び1416番150から1416番182まで並びに字丸古野1417番1、1417番3及び1417番13から1417番42まで並びに字金ヶ谷1419番3及び1419番13から1419番16まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

飯塚市川津503番地4

株式会社Sai

代表取締役 前田 耕平

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成31年3月5日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市大保字井尻957番1、958番1から958番4まで、958番9、958番10、960番から962番まで、963番1、963番3、964番1及び964番3

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

小郡市稲吉1355番地1

社会福祉法人健晴会

理事 甲斐田 良馬

公安委員会

福岡県公安委員会規則第2号

福岡県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成31年3月5日

福岡県公安委員会

福岡県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

福岡県警察の組織に関する規則（平成6年福岡県公安委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第16条中「子ども・女性安全対策課」を「人身安全対策課」に改める。

第17条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 子供・女性に対する性犯罪等に発展するおそれのある事案に係る情報の収集及び分析並びに指導取締りに関すること。

第17条の2を次のように改める。

(人身安全対策課)

第17条の2 人身安全対策課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) ストーカー行為等の規制等に関すること。

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関すること。

(3) 酩酊者、行方不明者、迷い子その他応急の救護を要する者の保護に関すること。

(4) 高齢者虐待及び障がい者虐待への対処に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、人身の安全を早急に確保する必要があると認められる事案（他課の所掌に属するものを除く。）への対処に関すること。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

福岡県公安委員会規則第3号

福岡県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成31年3月5日

福岡県公安委員会

福岡県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

福岡県警察職員の配置定員に関する規則（昭和46年福岡県公安委員会規則第8号）の

一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

(1) 警察本部

警察官 3,873人

一般職員 587人

(2) 警察署

警察官 7,242人

一般職員 318人

附 則

この規則は、平成31年3月8日から施行する。

福岡県公安委員会規則第4号

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成31年3月5日

福岡県公安委員会

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

様式第45号及び様式第50号の2中「^{ふくおかけんけいさつほん}福岡県警察本部^ふ交通部^ぶ運輸^{うんてん}管理^{ぎんぎ}課^り」を「^{ふくおかけんけいさつほん}福岡県警察本部^ふ交通部^ぶ運輸^{うんてん}免許^{めんきょ}試験^{しけん}課^か」に改める。

附 則

この規則は、平成31年3月8日から施行する。

福岡県公安委員会規則第5号

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成31年3月5日

福岡県公安委員会

交番等の設置に関する規則（平成15年福岡県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1 福岡県筑紫野警察署の部針摺交番の項中「針摺交番」を「天拝交番」に、「針摺西1丁目4番1号」を「大字立明寺474番地1」に改め、同表福岡県糸島警察署の部大門駐在所の項中「大門72番地3」を「大門69番地2」に改め、同表福岡県朝倉警察署の部入地駐在所の項中「入地1602番地3」を「大庭3672番地18」に改め、同表福岡県行橋警察署の部苅田交番の項中「磯浜町2丁目5番地14」を「神田町1丁目9番地12」に改め、同表福岡県豊前警察署の部山田駐在所の項中「大字四郎丸179番地2」を「大字四郎丸334番地1」に改め、同表福岡県小郡警察署の部大刀洗交番の項中「大字本郷4649番地1」を「大字富多1366番地1」に改める。

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1 福岡県筑紫野警察署の部針摺交番の項の改正規定 平成31年3月5日
- (2) 別表第1 福岡県豊前警察署の部山田駐在所の項の改正規定 平成31年3月11日
- (3) 別表第1 福岡県糸島警察署の部大門駐在所の項、福岡県朝倉警察署の部入地駐在所の項及び福岡県小郡警察署の部大刀洗交番の項の改正規定 平成31年3月13日
- (4) 別表第1 福岡県行橋警察署の部苅田交番の項の改正規定 平成31年3月25日